

保育所(園) 認定こども園 幼稚園の 利用者負担額(保育料)の 軽減措置が拡充されました

第3子以降の
保育料完全無料化!



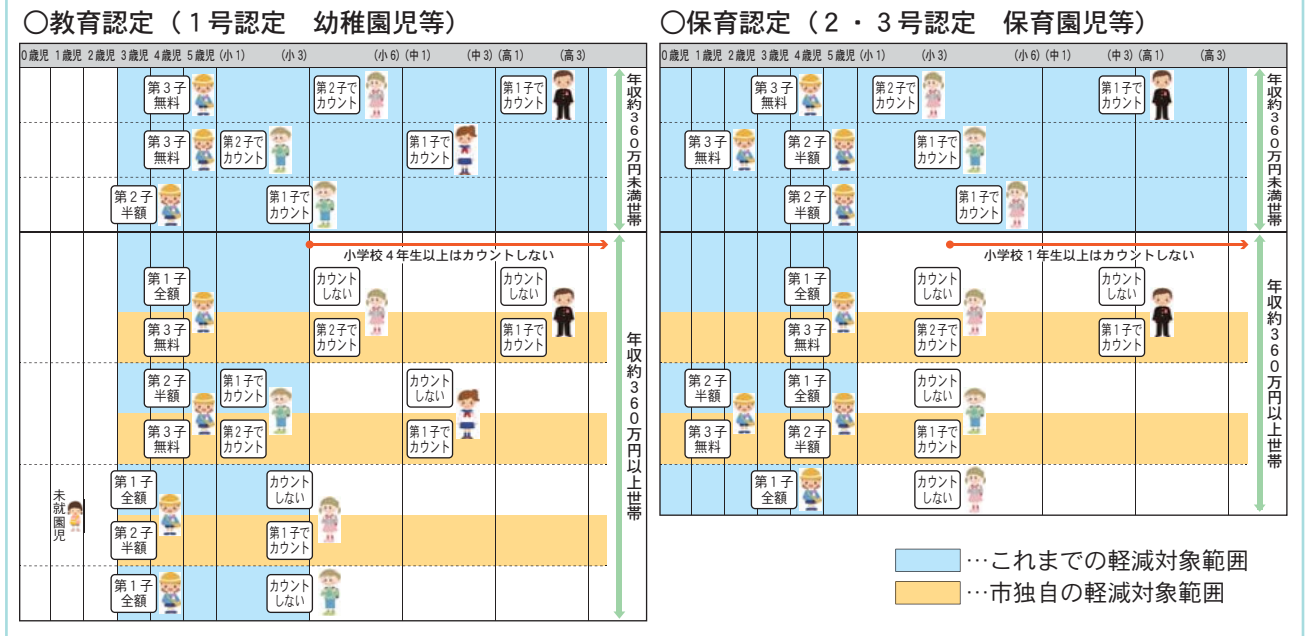
問合せ先 学校教育課こども育成係 ☎233929

国の制度改正に伴い、年収 360 万円未満相当の世帯に対する軽減措置を拡充するとともに、本市の子育て支援対策を更に推進していくため、3人以上のお子さんを養育する世帯を対象とした、独自の軽減措置を創設しました。

なお、今回の軽減は、平成 29 年 4 月にさかのぼって適用します。

①子どもが3人以上いる世帯の負担軽減

年収約 360 万円以上相当の世帯で、現在の国の制度では多子軽減の対象とならない世帯のうち、子どもが3人以上いる世帯を対象とし、世帯の所得や兄弟の年齢に制限を設けず、利用者負担額を**第2子は半額、第3子以降は無料**としました。



②年収 360 万円未満相当の世帯に対する軽減措置

市民税非課税世帯（教育認定子どもについては市民税均等割のみ課税世帯を含む）の第2子（現行は半額）の利用者負担額が無料となります。

○教育認定（1号認定 幼稚園児等）

階層区分	現行	改正
第3階層（均等割のみ課税）	第1子 3,000円	第1子 3,000円
	第2子 1,500円	第2子 0円

○保育認定（2・3号認定 保育園児等）

階層区分	現行	改正
第2階層（市民税非課税）	第1子 4,500円	第1子 4,500円
	第2子 2,250円 1,800円	第2子 0円 0円

※金額欄の上段は3歳未満児、下段は3歳以上児

③ひとり親世帯等に係る軽減措置の拡充

年収 360 万円未満相当（市民税所得割課税額 77,101 円未満）のひとり親世帯等について、第1子の利用者負担額を市民税非課税世帯並に軽減します。

○教育認定（1号認定 幼稚園児等）

階層区分	現行	改正
第4階層	第1子 3,050円	第1子 0円
	第2子 0円	第2子 0円

○保育認定（2・3号認定 保育園児等）

階層区分	現行	改正
第3階層~ 第8階層の一部	第1子（3歳未満） 5,200円~12,150円	第1子（3歳以上） 4,500円
	第1子（3歳以上） 4,000円~10,700円	第1子（3歳以上） 3,600円

※第2子以降は3歳未満児、3歳以上児ともに0円です。

11月・12月は 税の滞納整理強化月間

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係
（窓口⑦） ☎22218

下田市を含め県内の全市町は、期限内に納税している方の公平性を確保するため、11月から12月までを「**滞納整理強化月間**」として、県と連携し徴収の強化に取り組んでいます。

税は納期限までの納付を
お願いします

今年度は、特に個人住民税の現年度分滞納者に対して差押えを強化して行います。催告をしても納付がない場合には、財産調査を行い、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差押えを実施していきます。

納付がお済みでない方は、早めに納付してください。

お困りの際は
相談してください

納期限までの納付をお願いしているところですが、失業や病気など、やむを得ない事情がある場合にはお早めに税務課へご相談ください。

夜間相談窓口を開設します



納税相談のほか、市税などの納付もできます。ぜひご利用ください。

期間 12月4日（月）～8日（金）

場所 税務課収納係（窓口⑦）
19時30分まで

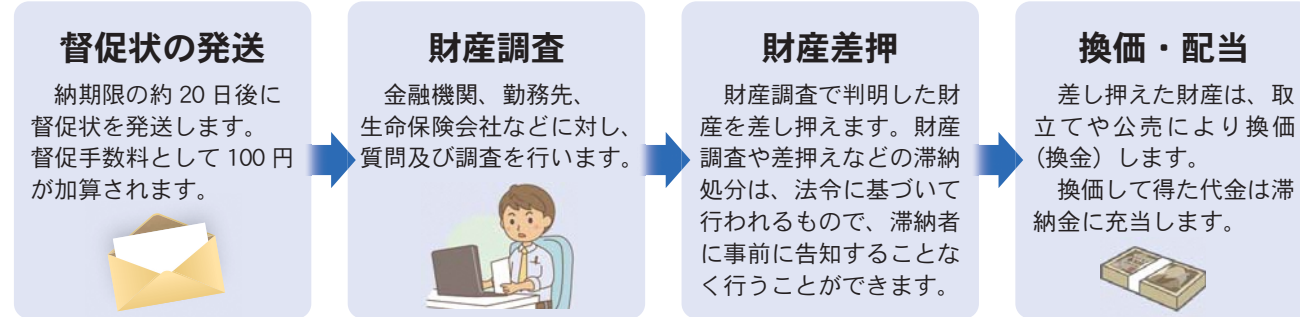
納付は便利な口座振替で



納付には、納め忘れを防ぐ口座振替が便利です。お申込みは税務課または市内金融機関にある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。

また、コンビニでは土日祝日問わず、24時間お支払いができるので、大変便利です。ぜひご利用ください。

～滞納処分の流れ～



11月は 児童虐待防止推進月間 早期発見が 何より大切です

「いちはやく 知らせる勇氣 つなぐ声」

平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語
子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ健やかに成長していくことが約束されているはずですが、しかし、親から虐待を受け、心身ともに傷を負った児童が増加しています。幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。子どもは虐待を受けていても自分から周囲に訴えることができません。周りの方が子どものサインに気づいてあげることが必要です。

子どもを虐待から
守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告) (通告は義務≡権利)
- ②「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
- ③ひとりて抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

問合せ先
福祉事務所障害福祉係
(窓口⑥) ☎22216

あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

